

ID: 711

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	障害福祉サービスの提供措置の解除		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第15条の4		
法令番号	昭和35年法律第37号		
【基準】 法第15条の4の規定による。 (障害福祉サービス) 第15条の4 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第1項第2号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日